

第13条 役員は全て、本会より金銭的報酬を受けない。
第14条 役員は任期は2年とする。
但し、再任を妨げない。

第七章 会 議

第15条 定期総会は、一年一回これを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第16条 総会は正会員の十分の一以上の出席をもって成立する。

第17条 総会は会長が招集し、議長は会員の中からこれを選出する。

第18条 総会は左記事項を討議する。

- 一、本会の活動状況報告および将来の計画検討
- 一、規約の変更
- 一、役員交代、新役員を選出
- 一、新会員の紹介
- 一、収支報告

一、前項の他、必要と認める事項

第19条 例会は原則として月一回、第三木曜日夜七時より本会事務所にて開催される。

第20条 役員会は必要に応じてこれを開催する

第八章 補 則

第21条 本規約の施行に際し必要な細則は役員会の議決

を経て、会長が定める。

「自然保護憲章」の制定

六月五日、東京NHKホールに於いて自然保護憲章制定国民会議が開催され、当会の佐賀代表が参加いたしました。この憲章は、日本が世界で初めて制定したものです。

この憲章の制定に際しては、政治、経済、労働、文化宗教などの諸団体が党派を超えて参加制定されたものでこれからの日本の自然保護運動の基本となるべきものです。

「自然保護憲章」全文は、本誌二頁に掲載してあります。